

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&H 最新法令情報

No.59

2018年10月12日

「H&H最新法令情報」(No. 59)をお送りします。

本号の《中国の最新法令》では、本年5月及び6月に発布または施行された法令を紹介しています。また、本号には《日本の民法改正（第3回）》を掲載しました。前回に引き続き、「債権譲渡に関する規定の改正」を紹介しています。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 中国の最新法令(5 - 6月)

【部門規章】

適格国外機関投資家の国内証券投資外貨管理規定	2
人民元適格国外機関投資家の国内証券投資管理に関する問題に関する通知	2
国外投資者の中国における保険査定業務経営の許可に関する通知	3
国外投資者の中国における保険代理業務経営の許可に関する通知	3
外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版).....	4
自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版) ..	4

■ 日本民法の改正（第3回）

債権譲渡に関する規定の改正（その2）	5
--------------------------	---

中国の最新法令(5 - 6月)

【部門規章】

■ 合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定

[发布部门] 国家外汇管理局

[发布文号] 国家外汇管理局公告 2018 年第 1 号

[发布日期] 2018 年 6 月 10 日

[施行日期] 2018 年 6 月 10 日

[概要]

本规定是对 2016 年制定的规定进行的修改。主要修改点如下。

(1) 投资本金锁定期限制的取消

在 2016 年的规定中自合格投资者汇入中国的投资本金累计达到等值 2000 万美元之日起 3 个月内禁止将该投资本金汇出中国境外。本规定取消了该锁定期限制。

(2) 汇出境外额度的取消

在 2016 年的规定中合格投资者的每月累计净汇出境外金额不得超过上年度基金境内总资产的 20%。本规定取消了该限制。

(3) 通过汇率套期保值对冲回避汇率波动风险

本规定允许合格投资者通过汇率对冲回避国外投资的汇率波动风险。

[法令原文] <http://www.safe.gov.cn/safe/2018/0612/9320.html>

■ 关于人民币合格境外机构投资者境内证券投资有关问题的通知

[发布部门] 中国人民银行、国家外汇管理局

[发布文号] 银发〔2018〕157 号

[发布日期] 2018 年 6 月 12 日

[施行日期] 2018 年 6 月 12 日

[概要]

本规定是对 2016 年制定的规定进行的修改。主要修改点如下。

(1) 投资本金锁定期限制的取消

在 2016 年的规定中自合格投资者汇入中国的

■ 適格国外機関投資家の国内証券投資外貨管理規定

[發布部門] 國家外貨管理局

[發布番号] 國家外貨管理局公告 2018 年第 1 号

[發布期日] 2018 年 6 月 10 日

[施行期日] 2018 年 6 月 10 日

[概要]

本規定は、2016 年に制定された規定を改正したものである。主要な改正点は以下のとおりである。

(1) 投資元本のロックアップ規制の撤廃

2016 年規定は、適格投資家が中国に送金した投資元本が累計 2000 万米ドル相当額に達した日から 3 か月以内に当該投資元本を中国国外に送金することを禁止していた。本規定はこのロックアップ規制を撤廃した。

(2) 国外送金枠の撤廃

2016 年規定の下では、適格投資家の毎月の累計純国外送金額を前年度末の基金国内総資産の 20%を超えてはならないとされていたが、本規定はこの規制を撤廃した。

(3) 為替ヘッジによる為替変動リスクの回避

本規定は、適格投資家が為替ヘッジにより、国外投資の為替変動リスクを回避することを認めることとした。

■ 人民元適格国外機関投資家の国内証券投資管理に関する問題に関する通知

[發布部門] 中國人民銀行、國家外貨管理局

[發布番号] 銀發〔2018〕157 号

[发布日期] 2018 年 6 月 12 日

[施行日期] 2018 年 6 月 12 日

[概要]

本規定は、2016 年に制定された規定を改正したものである。主要な改正点は以下のとおりである。

(1) 投資元本のロックアップ規制の撤廃

2016 年規定は、人民元適格投資家が中国に送

- 投資本金累計达到等值 1 亿人民币之日起 3 个月内禁止将该投资本金汇出中国境外。本规定取消了该锁定期限制。
- (2) 通过汇率套期保值对冲回避汇率波动风险
本规定允许合格投资者通过汇率对冲回避国外投资的汇率波动风险。
- 金した投資元本が累計 1 億人民元に達した日から 3 か月以内に当該投資元本を中国国外に送金することを禁止していた。本規定はこのロックアップ規制を撤廃した。
- (2) 為替ヘッジによる為替変動リスクの回避
本規定は、適格投資家が為替ヘッジにより、国外投資の為替変動リスクを回避することを認めることとした。

[法令原文] <http://www.safe.gov.cn/safe/2018/0612/9321.html>

■ 关于允许境外投资者来华经营保险公估业务的通知

[发布部门] 中国银行保险监督管理委员会

[发布文号] 银保监发〔2018〕29 号

[发布日期] 2018 年 6 月 19 日

[施行日期] 2018 年 6 月 19 日

[概要]

根据本通知，经营保险公估业务 3 年以上的境外公估机构及开业 3 年以上的在华外资保险公司只要按照《保险公估人监管规定》进行备案，即可经营保险公估业务。

[法令原文] <http://bxjg.circ.gov.cn/web/site0/tab5176/info4111620.htm>

■ 国外投資者の中国における保険査定業務經營の許可に関する通知

[發布部門] 中國銀行保險監督委員會

[發布番号] 銀保監發〔2018〕29 号

[發布期日] 2018 年 6 月 19 日

[施行期日] 2018 年 6 月 19 日

[概要]

本通知により、保険査定業務を 3 年以上經營した国外査定機構及び中国で開業して 3 年を経過した外資保険会社は、「保険査定人監督管理規定」に基づき届出をすれば、保険査定業務を經營することができることとなった。

■ 关于允许境外投资者来华经营保险代理业务的通知

[发布部门] 中国银行保险监督管理委员会

[发布文号] 银保监发〔2018〕30 号

[发布日期] 2018 年 6 月 19 日

[施行日期] 2018 年 6 月 19 日

[概要]

经营保险代理业务 3 年以上的境外保险专业代理机构及开业 3 年以上的在华外资保险公司可以申请经营保险代理业务。业务范围和市场准入标准适用保险专业代理机构的相关规定。

[法令原文] <http://bxjg.circ.gov.cn/web/site0/tab5168/info4111621.htm>

■ 国外投資者の中国における保険代理業務經營の許可に関する通知

[發布部門] 中國銀行保險監督委員會

[發布番号] 銀保監發〔2018〕30 号

[發布期日] 2018 年 6 月 19 日

[施行期日] 2018 年 6 月 19 日

[概要]

保険代理業務を 3 年以上經營した国外保険專業代理機構及び中国で開業して 3 年を経過した外資保険会社は、保険代理業務の經營を申請することができる。經營範圍及び市場參入基準については、保険專業代理機構の關係規定が適用される。

■ 外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2018 年版）

[发布部門] 国家发展和改革委员会、商務部

[发布文号] 国家发展和改革委员会、商務部第 18 号

[发布日期] 2018 年 6 月 28 日

[施行日期] 2018 年 7 月 28 日

[概要]

本負面清單是对 2017 年版負面清單进行的修改。与 2017 年版負面清單相比，对于外資的限制項目由 63 項削減至 48 項，在金融、基礎設施、交通運輸、商貿流通、文化、農業及能源等 22 个領域放寬了市場准入限制。

[法令原文] http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html

■ 外商投資參入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）

[發布部門] 国家發展及び改革委員會、商務部

[發布番号] 国家發展及び改革委員會、商務部令第 18 号

[發布期日] 2018 年 6 月 28 日

[施行期日] 2018 年 7 月 28 日

[概要]

本ネガティブリストは、2017 年版ネガティブリストを改正したものである。2017 年版ネガティブリストと比較すると、外資に対する規制項目が 63 項目から 48 項目にまで削減され、金融、インフラ、交通輸送、商業貿易流通、文化、農業及びエネルギー等 22 分野において市場参入規制を緩和している。

■ 自由貿易試驗区外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2018 年版）

[发布部門] 国家发展和改革委员会、商務部

[发布文号] 国家发展和改革委员会、商務部第 19 号

[发布日期] 2018 年 6 月 30 日

[施行日期] 2018 年 7 月 30 日

[概要]

本負面清單是对 2017 年版自由貿易区負面清單进行的修改。与 2017 年版負面清單相比，对于外資的限制項目由 95 項削減至 45 項。

[法令原文] http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890731.html

■ 自由貿易試驗区外商投資參入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）

[發布部門] 国家發展及び改革委員會、商務部

[發布番号] 国家發展及び改革委員會、商務部令第 19 号

[發布期日] 2018 年 6 月 30 日

[施行期日] 2018 年 7 月 30 日

[概要]

本ネガティブリストは、2017 年版自由貿易区ネガティブリストを改正したものである。2017 年版ネガティブリストと比較すると、外資に対する規制項目が 95 項目から 45 項目にまで削減されている。

【臧品】

日本民法の改正（第3回）

■ 債権譲渡に関する規定の改正（その2）

(1) 将来債権の譲渡についての新設規定

【改正民法第466条の6】

- 1 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。
- 2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。
- 3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項）の規定を適用する。

現行民法には、債権譲渡時に発生していない債権（いわゆる将来債権）の譲渡に関する明文の規定はありませんが、判例（最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁、最判平成19年2月15日民集61巻1号243頁）上、将来債権の譲渡は認められています。

改正民法は、従前の判例法理を踏まえて、将来債権の譲渡が有効であることを明文化しました。また、債権譲渡の対抗要件に関する改正民法第467条1項は「債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と規定して、将来債権の譲渡についても対抗要件の具備が可能であることを明確にしています。

前記のとおり現行民法でも将来債権の譲渡自体は認められていますが、将来債権の譲渡契約後に債務者と譲渡人との間で譲渡制限特約が付された場合の効力については、裁判例などにおいても見解の相違がありました。改正民法では、第466条の6第3項の規定により、対抗要件具備時（譲渡人から債務者に対する通知または債務者による承諾の時）までに譲渡制限特約が付された場合には、譲受人は当該譲渡制限特約について悪意であったとみなされ、債務者は第466条第3項の規定に

基づき債務の履行を拒むこと等ができるようになります。譲渡制限特約に関する改正内容の詳細については、「債権譲渡に関する規定の改正（その1）」をご参照ください。

将来債権の譲渡は、将来発生する債権（売掛金債権等）を担保として融資を受ける手段として、現在も広く活用されていますが、譲渡可能な範囲が無限定に広がりすぎると、債務者の営業活動などに影響を及ぼしかねないものとなってしまいます。

改正民法は将来債権の譲渡が有効であることを明文化しましたが、将来債権として譲渡可能な債権の範囲についての明文化は見送られ、解釈に委ねられることになりました。今回の明文化が従前の判例法理を踏襲したものであることからすると、将来債権の譲渡可能な債権の範囲が広範に過ぎる場合は、契約締結時における譲渡人の資産状況、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮した結果、公序良俗に反するなどとして、債権譲渡の効力が否定されることになるのではないかと考えられます。

なお、改正民法の施行期日や経過措置について定めた「附則」第22条によれば、債権譲渡について新旧民法のいずれを適用するかは、債権の譲渡の原因である法律行為（債権譲渡契約）の時を基準としています。したがって、将来債権譲渡の場合も、将来債権の発生時期ではなく、譲渡契約の時期が基準となることに留意する必要があります。

(2) 異議を留めない承諾による抗弁の切断制度の廃止

現行民法第468条1項の規定の削除

現行民法では、債務者が異議をとどめないで債権譲渡につき承諾をしたときは、債務者が譲渡人に対抗することができた事由があっても、これを譲受人に対抗することができないとしています（現行民法第468条1項）。

異議をとどめない承諾は、法律行為ではなく觀念の通知とされており、異議がない旨をあえて明示する必要はないとされています。したがって、異議をとどめない承諾をするためには、単に留保を付けずに債権譲渡を承諾するだけで足りるとされてきました。しかし、債務者が単に債権譲渡を承諾したにすぎない場合に、本来、債務者が譲渡人に対して主張できたはずの抗弁（相殺や解除、同時履行など）を譲

受人に対しては主張できなくなるという重大な効果を認めることは、債務者保護の観点から妥当ではないとの指摘が従前からなされていました。

そこで、改正民法では、現行民法第 468 条 1 項の規定を削除し、異議をとどめない承諾によって抗弁を切断するという従来の制度を廃止しました。譲受人が、債務者が譲渡人に対して有する抗弁の影響を受けずに当該債権を譲り受けようとする場合には、債務者による抗弁の放棄という意思表示の一般的な規律によって対応すべきものと考えられています。

したがって、改正民法の下では、債務者は、抗弁の放棄という意思表示をしない限り、譲渡人に対抗しうる事由（抗弁）を譲受人にも対抗できることになります。債権の譲受人としては、債権に抗弁が付着したままでは債務者から債権を回収できなくなるリスクが高いため、債務者から抗弁の放棄の意思表示を得るよう努めることになると思われます。債務者による抗弁の放棄については、個々の抗弁の内容を列挙することなく、包括的な放棄の意思表示をすれば足りるかどうかは明文化されず、解釈に委ねられることになりました。この点について、一般には、譲受人が債務者の有する抗弁すべてを正確に把握することは困難であり、「当該債権にかかる一切の抗弁を放棄する」という旨の意思表示で足りるのではないかと考えられているようです。

【渡部祐大】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。